

被害にあわないために

違法な業者による高金利、厳しい取り立てなどの被害にあわないためには、その手口を知り十分注意することによって、違法な業者を利用しないことが大切です。その手口と被害の実態は

ヤミ金融は、債務者の弱味につけこんでいろんな方法で融資を働かしてきます。

①「低金利で融資」「他店で断られた方でもOK」「即日融資」など、利用者心理をついて誘い込んできます。特に、返済に困っている多重債務者をターゲットに勧誘してきます。

②主に電話、チラシ、ダイレクトメールで勧誘してきます。
③貸付金額は、3万円から5万円など小口が主流です。小口なのですぐに返済可能という利用者の心理をついてきます。しかし、違法な高金利のため、返済請求

額は雪だるま式にあつという間にくれ上がります。

④貸付期間は、7日から10日間と短期間が主流です。違法な高金利の利息などを短期間に返済請求されるので、すぐに行き詰まってしまう。返済のため別の違法金融業者から借りることを繰り返して、悪循環におちいってしまいます。

⑤業者は返済が遅れた時の取り立てのために、借りた本人の住所や電話番号、勤務先だけでなく、親兄弟、親類の連絡先を聞いてきます。少しでも返済が遅れると、脅迫まがいの電話を勤務先や親兄弟、親類などにかけるなど厳しい取り立てを行い、精神的に追い詰め、違法な高金利の利息を支払わせます。

⑥一度、違法な金融業者から借り入れすると、他の同様な業者から電話やダイレクトメールによる勧誘がひんぱんに行われま

す。業者間で情報を共有していると考えられます。

登録業者かどうか確認を
県知事等の登録を受けているかどうか確認してください。登録業者は営業所内に「貸金業者登録票」と「貸付条件表」の掲示が義務づけられています。(架空の登録番号を使用するなど登録業者を装う無登録業者もいますので注意が必要です)

違法な高金利でないか確認を
年29・2%を超える貸付けは、出資法違反となり罰則の対象となります。借り入れの際には金利、利息を必ず確認し、違法な高金利を請求されていないか確認しましょう。

その他の注意事項
①電話やFAXによる借り入れは手軽で簡単な反面、違法な金融業者の可能性がります。特に遠隔地からの電話やダイレクトメールによる融資の誘いには、

十分に気をつけてください。
②借り入れの前に、利息計算・返済方法・返済期間・手数料・遅延損害金などを問い合わせ、具体的にきちんと説明できない業者からは借りないことです。

③借り入れの際には契約書を必ず受け取り、保管しましょう。契約書を渡さない業者からは借りないことです。
④契約書に署名・捺印する前に、金利などの契約内容をよく読んで、不明な内容がある場合にはしっかりと説明を求め、納得できない場合やおかしいと感じた時には、はっきりと断る勇気を持ちましょう。

⑤住所、電話番号、銀行の口座番号などの個人情報簡単に教えないことです。融資を断ったとしても法外な手数料を取り立てられたり、銀行口座に勝手にお金を振り込まれ違法な高金利の利息を請求されたりします。

一人で悩まず、
まず相談を

「ヤミ金融」に関する相談先は次のとおりです。

●市役所商工観光課 商工係
☎23-1136

●「貸金業に関する相談」
●山口県商工労働部経営金融課
☎083-933-3188

●(社)山口県貸金業協会
☎083-973-6220

●「無登録、悪質業者に関する相談」
●山口県警察本部生活保安課
☎083-933-0110

●長門警察署 ☎22-0110
●暴力団の関与する金融被害相談
●山口県暴力追放運動推進センター
☎083-923-8930

●「無登録、悪質業者の情報」
●金融庁「登録貸金業者
情報検索サービス」
<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

悪質な金融業者の例

●090金融

店舗を持たず、携帯電話で融資の働きかけをしたり、チラシ等で宣伝するなど、電話による融資の申し込みを受けるものです。チラシには携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさなまま違法な高金利で小口の融資を行います。一見便利ですが、暴力的、脅迫的な取り立てにあいがちです。

●システム金融

名称の違う金融業者がグルになって、一人の債務者に対し、次々に他店を紹介して融資します。この方法を繰り返し行うことにより、違法な高金利の借入れを雪だるま式に膨れ上がらせ、やがて債務者を破産に追い込ませます。実態を解明すると実質的な経営者は共通の場合がほとんどです。

●押し貸し

契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求します。

●チケット金融

チケット(高速回数券など)を代金後払いという形で販売し、チケットを指定した金券ショップなどに持ち込むことで現金化させます。業者は一週間後にチケットの販売金額を返済させますが、現金化した受取金額と返済金額との差額を利息とみると法外な利息となります。

●リース金融

債務者の家具一式を買い取る売買契約を結び、売買代金として現金を渡します。そして、業者がその家財道具一式を債務者にリースする契約を結び、家具はそのまま家に置いておいてリース料として法外な利息を取ります。同様の手口として、車リース金融もあります。

●紹介屋

あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を呼び込み「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないのではかの店を紹介する」などと言って、他の店で借りるように指示し、そこで借り入れた金額の一部を紹介料としてだまし取ります。

●整理屋

「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などを預かり、整理をしないでだまし取ります。

●買取屋

融資の条件としてクレジットカードで商品を次々と買わせ、定価以下の安い金額で買い取り、さらに高金利で融資します。申込者には、業者への借金のほかにクレジット会社への債務が残ります。

●名義貸し

「消費者金融会社の調査」等の名目で「お金を借りるだけのアルバイト」と称して消費者金融会社から金銭を借り受けさせ、一定のアルバイト料を支払った上で「返済はこちらでやっておく」と発行されたカード(暗証番号も)もろとも金銭をだまし取ります。集まったお金とカードで返済と借入を繰り返すため、返済が行なわれている間は発覚せず、長期間だまされていることに気が付きません。